国民健康保険税の課税方式が変わります

これまで国民健康保険税は、「所得割」「資産割」「均等割」「平等割」の4方式で計算されていましたが、収入が発生しない資産に対して国保税が課税される等の理由により、平成24年度からは「資産割」を廃止し、「所得割」「均等割」「平等割」の3方式で計算されることとなりました。

今まで(4方式)

均等割額	加入者一人当たり			
平等割額	一世帯当たり			
所得割額	前年中の所得に対して			
資産割額	町内の固定資産に対して			

これから(3方式)

均等割額	加入者一人当たり				
平等割額	一世帯当たり				
所得割額	前年中の所得に対して				

「資産割」が廃止されることによる税収の不足分は、主に「所得割」などで補います。また高齢化や医療技術の進歩などにより、医療費は年々増加しており、現在国保財政は大変厳しい状況になっていることから、今度の改定は課税方式の変更を中心に、各所得者層の負担等にも配慮した"バランス重視の税率"となっています。

被保険者の皆様におかれましては、国民健康保険事業の厳しい財政状況をご理解いただき、安定的な運営に向けて、ご協力をお願いします。

改正前・改正後の国保税率表

	改正前(平成23年度)			改正後(平成24年度~)		
	医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分
所得割	5.0%	2.5%	1.9%	6.2%	3.0%	2.4%
資産割	26.0%	12.0%	10.0%	廃止		
均等割	19,300円	8,900円	7,000円	20,600円	8,900円	8,000円
平等割	19,300円	8,900円	7,000円	20,100円	8,900円	7,000円
賦課限度額	510,000円	140,000円	120,000円	510,000円	140,000円	120,000円

ご不明な点がございましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

◆問い合わせ

○ 資格について・・・ 健康増進課 医療保険班 ☎ 0820 (77) 5502

○保険税について・・ 税務課課税第1班 ☎0820(74)1008